

# 令和5年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月12日(木) 13時30分から14時24分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一				
会長職務代理	2番 山崎 彰	3番 小松 和啓			
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄		
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸		
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久		
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子		
	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一		
	18番 宗石 大輔				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 非農地証明願いについて  
第3号 下限面積の設定について  
第4号 農地法第5条の規定による届出について(報告)  
第5号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)  
第6号 香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)  
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	岡村 昭彦
事務局係長	川村 周作
事務局主幹	高月 陽生
農地主事	森本 宏

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それでは定刻になりましたので、ただ今から定例会を始めたいと思います。 まず始めに資料の確認をお願いしたいと思います。まず議案書、それと農地法第3条の調査書、それと写真資料、それと利用権設定等の申出書、香美市農業振興地域整備計画の変更についてということで写真資料、それと農地利用の最適化推進意見交換会、その写真資料、全部で7つになります。それと机に置かせてもらってます、農業委員会業務必携ということで委員さん全員にこれを置かせてもらってます。今度の18日に研修会の申し込みをされてる方はこれを持参をお願いします。それと全国農業新聞購読申込書ということで、申し込みをされていない委員さん、推進委員さんの席の方に置かせてもらってますので、また申し込みの方をよろしくをお願いします。それと農業委員会便りということで写真の資料を置かせてもらってます。
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

すいません、委員さん、推進委員さんの名簿でってことで、農業委員会便りをもうまあ発行するんですが、それについてお名前とかですね、あと写真、連絡先等、地区名等をですね、間違いがないか、あれば事務局の方へおっしゃっていただけたらと思いますので、またよろしくお願い致します。以上です。

それでは資料の訂正をお願いします。議案書の17ページになります。

17ページの議案第6号、整理番号が13番のところですが、用途、目的のところが庭となっているところを資材置場に訂正をお願いします。訂正については以上です。

それではただ今から令和5年第1回の農業委員会総会を開催いたします。

香美市農業委員会会議規則 第3条の会長は、議長となり、議事を整理するとなっていますので、議長を会長にお願いします。

議 長

皆さんこんにちは。だいぶ正月も過ぎて時間も経っていますが、皆さん方にこうしてお会いするのは初めての方もたくさんおります。改めましてあけましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりましたが、また今年もよろしくをお願いをしたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

今日はですね、ちょっと暖かくって、4月の陽気というふうなことでテレビでやってましたが、私も今日は外でちょっと仕事をしてましたけれども、上着を脱いで仕事をせなあいかんくらい暖かくですね、非常に作業をするのにはいい環境であったかなあというふうに思ってます。皆さんもご承知のようにコロナが終息をしません、また東京の方では4例かな新しい変異株というか、それが出てきてですね、またそれが拡大をするのかどうなるのかわかりませんが、そんな状況になっているというふうに聞いてます。コロナも終息すれば非常に皆さん方もゆっくりと生活できるかもわかりませんが、ある程度制約がかかる中で生活が慣れっこになってきたような気もしますけども、コロナが早く終息をするようにお願いしながらですね、生活をしていただきたいというふうに思ってます。

今日は第1回目の会ということで、どうか皆さん方のご協力を頂きまして会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いを致します。

それでは早速ですが、本日の議事録の署名人を指名をさせていただきます。山内委員、山崎委員をお願いをしますのでよろしくをお願いをします。なお、委員さんで今日は欠席届けは出ておりません。全員出席ということでなっておりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは早速議事に入っていきたいと思っております。それでは資料に基づきまして議事にはいっていきたく思いますのでよろしく申し上げます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字井田3936番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,776㎡、外1筆、計2筆で合計面積3,348㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,060㎡、譲渡理由は財産管理人による処分、譲受理由は居宅から通える農地の取得、資料は1、10a当たり597,371円で総額2,000,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式265番、地目は田、農振区分は農用地、面積は479㎡、外7筆、計8筆で合計面積991㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は8,057㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経常規模拡大、資料は2、10a当たり500,000円で総額495,650円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町中野字中山丸310番7、地目は田、面積は178㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、

譲受人の耕作面積は 4,494 m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は 3、10 a 当たり 449,438 円で総額 80,000 円です。

4 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町大平字上ミヤシキ 518 番、地目は田、農振区分は農用地、面積は 238 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は高齢化に伴う経営規模の縮小、譲受理由は香美市空き家バンク登録による売買、資料は 4、10 a 当たり 1,000,000 円で総額 238,000 円です。

5 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町杉田字サカエヤシキ 233 番 1、地目は田、農振区分は農用地、面積は 1,103 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 1,915 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 18,789 m<sup>2</sup>、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親から受贈、資料は 5 です。

6 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町西川字土居屋式甲 148 番、地目は畑、面積は 2,117 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 2,380 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 1,386 m<sup>2</sup>、譲渡理由は兄弟への贈与、譲受理由は兄弟から受贈、資料は 6 です。

7 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字堂ノ上 1174 番 1、地目は田、農振区分は農用地、面積は 143 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 145.38 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 6,641 m<sup>2</sup>、譲渡理由は高齢化による経営縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は 7、10 a 当たり 690,000 円で総額 100,312 円です。

8 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町楮佐古字栗本 628 番、地目は田、農振区分は農用地、面積は 357 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 5,590.91 m<sup>2</sup>、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は 8 です。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より皆さん方より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんでしょうか。  
格段ありませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 無いようでしたら採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

----- 異 議 な し -----

議 長 はい、それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第 2 号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町楠田字鎮守宮 2751 番 1、地目は田、面積は 449 m<sup>2</sup>、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は当該地は昭和 41 年月日不詳頃から宅地として利用し、現在に至る。調査員は堤委員で資料は 9 です。

なお、農地法の手続きをせずに、宅地として利用していることについては、始末書が提出されています。

2番、申請地は土佐山田町中野字中山丸310番1、地目は田、面積は104㎡、外3筆、計4筆で合計面積677㎡、利用状況は宅地、道路、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は申請地310番1は昭和40年より住宅の庭及び駐車場として利用。310番4は昭和45年に町道を拡幅して公衆用道路として利用。310番5は昭和45年にビニール加工工場を建築し、昭和48年に倉庫を増築し、平成28年に住宅、物置にして宅地として利用。310番8は平成8年に約85㎡の農業用倉庫を増築し、宅地として利用。調査員は原委員で資料は10です。

なお、農地法の手続きをせずに、宅地等に利用していることについては、始末書が提出されています。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたが、ここです、ね、補足説明を1番堤委員よりお願いします。

委員(5番) はい、まずはこの場所ですが、ちょっと分かりづらいと思いますので、まず、資料、これ1-1をちょっとご覧下さい。ちょうど、この案のところから入って行くんですが、これががみの育成園をちょっと北へ行って、ゴルフ場へ上り口の分かれ道の手前を右へ入ったところ。これから500m位行きますとこの資料9の1のこの現場になります。周りの隣接する農地の方の承諾も得ておりますので、古い、昭和41年から宅地として利用しております。今までも問題無かったということで問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。すいません、2番について私の方から説明をさせていただきます。資料の10ですが、先程事務局から説明がありましたように、申請地310番1は昭和40年より住宅の庭及び駐車場として利用し、310番の4は昭和45年に町道を拡幅し、公衆用道路として利用されております。310の5、昭和45年ビニールの加工工場を建設し、昭和48年に倉庫を増築、また平成28年には住宅、物置として宅地として利用してまいっております。310番の8は平成8年に約85㎡の農業用倉庫を増築し、宅地として利用しております。資料の10-1場所はですね、西町から立田の方に行く道の商店街の方から南へ行きますと上井川の川がありますが、その川のです、ね、ずっと川を南に行きますと下り坂になっておりまして、左へ入って中野部落へ入りますが、この辺り非常に道の狭いです。それでですね、資料の10の下段②のところ310-4と町道に拡幅してですね、利用されておりますが、これはこういう状況ということは町に登記をされてないというままになっちゃうというふうに考えられます。そのすぐ左ですが、そこに2階建ての建物が見えておりますが、その建物、それからその上段に駐車場等になっておる所がありますがこの辺りは車を停めるには道へは全然停められませんので、やはり自分の庭とか土地をですね、削って駐車場にして今まで生活をしてきたというふうな考えられます。そういうことでもう20年以上前からこういう状況ですので、非農地証明願いに、非農地証明が申請をされてもですね、許可をせざるをえんというふうに判断してますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上説明が終わりましたが、ここで質疑を行いたいと思いますので、議案第2号非農地証明願いについてのご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

―― 質 疑 な し ――

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議 長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号、下限面積設定についての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第3号 下限面積の設定について説明いたします。  
今回の下限面積の設定については、下限面積を現在指定しているものを外すものと下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせていただいております。

ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。

それでは、議案書5ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項について説明します。

変更前の適用する区域である土佐山田町大平1筆と香北町小川の1筆については、空き家に付随する農地です。

次に、変更後について、農地法施行規則第17条第2項は、土佐山田町大平字上ヤシキ518番を外します。これは、今回の定例会の議案第1号、申請番号4で諮問された所有権移転売買によるためです。

また、変更後に新規指定するものとして、土佐山田町松本の農地があります。これも空き家に付随する農地です。

それでは、別添の資料11-1に沿って説明をいたします。

別添の写真資料11-2及び11-3並びに11-4も併せてご覧ください。

農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、土佐山田町松本字南笹145番1、面積198㎡、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見としては、所有者は、高知市に在住しています。遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。

申請地は、家屋の周辺にあり、栽培及び管理が容易であり、周囲には影響を及ぼさないと考えられますので、設定基準に該当するものと判断しております。

以上です。

議 長 はい、議案第3号の下限面積設定についての説明が終わりました。皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議 長 はい、それでは議案第3号の下限面積設定についてですが、原案通り賛成の

方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宝町3丁目61番2、地目は畑、面積は248㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建住宅1棟、資料は12で調査員は事務局高月です。  
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宝町1丁目94番、地目は畑、面積は763㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は集合住宅2棟8戸、露天駐車場6区画、資料は13で調査員は事務局高月です。  
3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町2丁目35番1、地目は畑、面積は101㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は露天駐車場、資料は14で調査員は事務局高月です。以上です。

議 長 議案第4号の農地法第5条の規定による届出の報告についてですね、説明がありました。皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですが、この件につきましては市街化区域内の農地を宅地化するというものであってですね、報告案件となっておりますので報告のみとさせていただきます。  
続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。  
まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。  
1番、土佐山田町の農地、1,292㎡を高知県農業公社から、                    の■さんが購入し、水稲、野菜を栽培します。  
次は、農業公社による中間管理事業になります。  
1番、香北町菰生野の農地、1,388㎡を                    の                    さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、                    の                    が借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で、期間は10年です。  
2番、香北町菰生野の農地4筆、合計1,958㎡を                    の                    さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、1番と同じ                    が借り受け、施設野菜を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。  
3番、香北町菰生野の農地、406㎡を                    の                    さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、1番と2番と同じ                    が借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。  
続いて、通常の貸借権になります。  
4番、再設定で、土佐山田町の農地4筆、合計4,005㎡を                    の                    さんが借り受け、青ネギを栽培します。使用貸借権で期間は1年です。  
5番も再設定で、土佐山田町加茂の農地、1,168㎡を                    の                    さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。  
6番も再設定で、土佐山田町加茂の農地、819㎡を5番と同じ                    さんが借り

受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

7番も再設定で、土佐山田町加茂の農地2筆、合計2,029㎡を5番、6番と同じ■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は4年11ヶ月です。

8番も再設定で、土佐山田町加茂の農地、220㎡を5番、6番、7番と同じ■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

9番も再設定で、土佐山田町須江の農地、5,103㎡を■さんの■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

10番も再設定で、土佐山田町楠目の農地、2,752㎡を■さんの■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

11番も再設定で、土佐山田町楠目の農地、1,536㎡を10番と同じ■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

12番も再設定で、土佐山田町下ノ村の農地、926㎡を■さんの■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

13番も再設定で、香北町美良布の農地、1,472㎡を■さんの■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は2年です。

14番も再設定で、香北町美良布、下野尻の農地2筆、合計1,405㎡を13番と同じ■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は2年です。以上です。

議長 すいません、自分の案件を先に済ませたいと思いますので、小松さんに代わっていただいでですね、審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

-----議長退席-----

事務局 はい、議長が退席されましたので、会長職務代理者として香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。

議長代理 それでは原議長が退席されましたので原議長の会長職務代理者を務めさせていただきます。それでは議案第5号の所有権移転の件、原会長の案件としまして、1番について皆さんより質問を受けたいと思います。何か質問ございませんでしょうか。ございませんかね。

-----質疑なし-----

議長代理 格段無ければ採決に入ります。ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長代理 それでは議案第5号の申請番号1番の原会長が関連しております件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長代理 はい、皆さん全員賛成ということですよ。

-----議長入席-----

議長 どうもありがとうございました。  
すいません、それでは議案第5号のですね、香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、すべての案件につきましてご質問を受けたいと思いますの

で、何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議 長 格段ご意見も無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長 それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります  
が、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
引き続きまして議案第6号香美市農業振興地域整備計画変更についての諮問  
ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明します。  
15ページをご覧になってください。最初に、軽微な変更の案件です。  
1番、香北町有瀬字中ノツゴ309番2、297㎡のうち31.28㎡。用途は、農業用  
倉庫です。申請理由は、山間地で農作業を行っているが、美良布の自宅から農作  
業機械、工具等を運搬する手間がかかるため、非常に便利が悪いことから保管  
する倉庫を設置したということです。今回申請している農業用倉庫については、  
既に農業用倉庫が建っています。農振法の手続きより先に、転用したことにつ  
いて、始末書が提出されています。なお、309番2の農地内に、もう一つ農業用  
倉庫がありますが、20㎡で農業用倉庫として軽微な変更の手続きが既に済んで  
います。資料番号は30です。

2番、香北町有瀬字上中ゾヲ677番、155㎡。用途は、農業用倉庫及び駐車場  
です。申請理由は、農作業の便宜上、農業用倉庫と駐車場を整備して、現在に至  
っています。農振法の手続きより先に、既に農業用倉庫と駐車場に転用したこ  
とについては、始末書が提出されています。資料番号は、31です。

3番、香北町橋川野字土居104番1、591㎡のうち50㎡。用途は、農業用倉庫  
です。申請理由は、農業用倉庫がなく営農に不便なため建てて、現在に至って  
います。農振法の手続きより先に、既に農業用倉庫に転用したことについては、  
始末書が提出されています。資料番号は32です。

4番、物部町拓字ヒノ下タ765番、253㎡のうち100㎡。用途は、農業用倉庫  
です。申請理由は、農機具を保管する倉庫を建築して、現在に至っています。農  
振法の手続きより先に、既に農業用倉庫に転用したことについては、始末書が  
提出されています。資料番号は33です。

次に、16ページをご覧になって下さい。ここからは農用地からの除外です。

1番、土佐山田町字長谷川丸2720番、面積は572㎡、用途は、駐車場及び資  
材置き場です。申請地のとらりて農業をしている方が利用する予定です。農業  
用車両及びトラクターを8台置くそうです。資料は34です。申請地は耕作をせ  
ず周囲に迷惑をかけずに15年以上経つことから、農振除外後は非農地の手続  
きをする予定です。現在、申請地は一時期原野化していたので、雑木等を伐採  
した状況です。所有者においても農地の所有は、この一筆であり農業をしてい  
ません。なお、申請地に隣接している農地の所有者には同意をもらっています。

2番、土佐山田町新改字屋舗田丸252番4、面積は153㎡、用途は、庭及び  
駐車場です。申請者は、申請地に隣接している宅地を購入し、既に居宅として  
移住しており、周囲の農地も購入して農業を営んでいます。申請地は、前所有  
者が平成10年頃に宅地の敷地への車両による乗り入れができなかったため、  
進入と



駐車場を確保するため、宅地の敷地として利用しています。資料は 35 です。申請地は耕作をせず周囲に迷惑をかけずに 15 年以上経つことから、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。なお、申請地に隣接している農地の所有者には同意をもらっています。

3 番、土佐山田町宮ノ口字タンチウ 535 番 2、面積は 155 m<sup>2</sup>のうち 11.97 m<sup>2</sup>、用途は、墓地です。既存の墓地は山間部にあり、参拝や維持管理が大変なため、自宅のある土地に隣接する近くて便利な本申請地に墓地を新設する予定です。資料は 36 です。資料 36-3、36-4 のとおり事業計画書及び土地利用計画図も提出されています。農振除外後は 4 条申請の手続きをする予定です。なお、申請地に隣接している農地の所有者は、申請者の農地です。

4 番、土佐山田町逆川字ムクノキ谷 1602 番イ、面積 413 m<sup>2</sup>、用途は山林です。資料は 37 です。山林化してから 15 年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。

5 番、土佐山田町逆川字東山 1359 番 3、面積 19 m<sup>2</sup>、用途は駐車場です。資料は 38 です。既に駐車場として利用しており、15 年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。農振法の手続きより先に、既に駐車場に転用したことについては、始末書が提出されています。

6 番、土佐山田町逆川字小芝 1757 番 1、面積 175 m<sup>2</sup>、用途は倉庫です。資料は 39 です。既に倉庫として利用しており、15 年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。農振法の手続きより先に、既に倉庫に転用したことについては、始末書が提出されています。

7 番、香北町美良布字大堀谷 424 番 18、面積 147 m<sup>2</sup>、用途は駐車場です。資料は 40 です。既に駐車場として利用しており、15 年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。農振法の手続きより先に、既に駐車場に転用したことについては、始末書が提出されています。この案件については、申請者の要望により、農振除外の申請を提出後、令和 3 年 10 月定例会において、諮問、承認のうえ、非農地となっています。

8 番、香北町美良布字ヌノベ 606 番外 1 筆、合計面積は 695 m<sup>2</sup>、用途は、太陽光発電施設です。香美市役所香北支所から 500m 以内にある農地であり第 2 種農地と考えています。第 2 種農地は、第 3 種農地に立地は困難と認められる場合等には許可できます。第 3 種農地は、香美市役所香北支所から 300m 以内にある農地です。資料は 41 です。資料 41-3 から 41-8 までの、資料のとおり事業計画書、土地利用計画図、同意書、同意書を得られなかった理由書、被害防除計画書及び申立書も提出されています。農振除外後は 5 条申請の手続きをする予定です。なお資料 41-4 の土地利用計画図と資料 44-4 の土地利用計画図は同じものです。これは 8 番の案件と 11 番の案件が隣接して土地利用計画図が一体化として撮影しているからです。

9 番、香北町美良布字西土居屋敷 427 番 2、外 1 筆、合計面積は 1,260 m<sup>2</sup>、用途は、太陽光発電施設です。香美市役所香北支所から 500m 以内にある農地であり第 2 種農地と考えています。資料は 42 です。資料 42-3 から 42-11 までの、資料のとおり事業計画書、土地利用計画図、同意書、同意書を得られなかった理由書、被害防除計画書及び申立書も提出されています。農振除外後は 5 条申請の手続きをする予定です。

10 番、香北町美良布字橋ノ木 1003 番、外 1 筆、合計面積は 2,373 m<sup>2</sup>、用途は、太陽光発電施設です。香美市役所香北支所から 500m 以内にある農地であり第 2 種農地と考えています。資料は 43 です。資料 43-5 から 43-12 までの、資料のとおり事業計画書、土地利用計画図、同意書、同意書を得られなかった理由書、被害防除計画書及び申立書も提出されています。農振除外後は 5 条申請の手続きをする予定です。

11 番、香北町美良布字ヌノベ 604 番 1、面積は 727 m<sup>2</sup>、用途は、太陽光発電施設です。香美市役所香北支所から 500m 以内にある農地であり第 2 種農地と考えています。資料は 44 です。資料 44-3 から 44-7 までの、資料のとおり事

業計画書、土地利用計画図、同意書、同意書を得られなかった理由書、被害防除計画書及び申立書も提出されています。農振除外後は5条申請の手続きをする予定です。

12番、香北町橋川野字中屋153番1、面積290㎡、用途は庭です。資料は45です。既に庭として利用しており、15年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。

13番、香北町太郎丸字後口屋式710番1、面積319㎡、用途は資材置き場です。資料は46です。既に資材置き場として利用しており、15年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。農振法の手続きより先に、既に資材置き場に転用したことについては、始末書が提出されています。

14番、香北町有瀬字上ヲサキ282番外1筆、合計面積214㎡、用途は山林、倉庫、墓地、及び井戸です。資料は47です。既に山林、倉庫、墓地及び井戸として利用しており、15年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。農振法の手続きより先に、既に山林、倉庫、墓地及び井戸に転用したことについては、始末書が提出されています。

15番、香北町朴ノ木字政所265番1、面積3.77㎡、用途は庭です。資料は48です。既に庭として利用しており、15年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。

16番、香北町朴ノ木字政所285番1、面積647㎡のうち0.1193985㎡。用途は、携帯基地局設置の為です。資料は49です。既に、県道沿いにアンテナの電柱が立っており、申請面積は電柱1本分となっています。県の許可は、令和3年12月28日付けで下りています。

17番、香北町朴ノ木字中城1040番1、面積882㎡、用途は原野です。資料は50です。既に原野となっており、15年以上経っています。この案件については、申請者の要望により、農振除外の申請を提出後、令和3年3月の定例会において、諮問、承認のうえ、非農地となっています。

18番、香北町朴ノ木字政所260番、面積72㎡、用途は庭です。資料は51です。既に庭となっており、15年以上経っていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。

19番、物部町久保高井字土居番152番7外1筆、合計面積505㎡、用途は一般住宅、資材置き場です。資料は52です。既に一般住宅、資材置き場となっていますので、農振除外後は非農地の手続きをする予定です。農振法の手続きより先に、既に一般住宅、資材置き場に転用したことについては、始末書が提出されています。以上です。

議 長 以上議案の第6号の香美市農業振興地域整備計画変更について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。  
今回については太陽光がだいぶ出てきておりますが、自分の担当する地域の中でこういう施設が出来てくることについてですね、ご心配な点もあろうと思いますし、その転用される農地の近隣の方がですね、いろいろご質問を受けたりしちよったりしたら今日質問をしていただきたいと思いますと思いますが、格段ありませんかね。

----- 質 疑 な し -----

議 長 何も質問無いようですが、ありませんか。  
はい、岡田委員。

委員 (17番) 10番の写真資料を見たらハウスが建ってますよね。これ中古ハウスで売買すること可能ですか。最近資材が上がって中古ハウスを探してる人がポツポツいてますよね。関係ないろうと思いますけど。

議 長 事務局、格段このハウスをですね、どうするっていうことは聞いてないがやね。  
まあ今、若い人がハウスを欲しいとかいうことがおるわけですけど、なかなかまいことマッチングができませんがですね。こんな機会に、もしどうしても今新しい、新規のハウスを建てるのは大変やきよね、古いハウスでも、もしあったら欲しいという人がおったら、うまくこうマッチングが出来たらですね、ただ古鉄で処分をするよりは有難いと思うがですけど。壊すまでに農業委員会の方に皆さんの中からでもですね、結構ですので、こうしたハウスがあつてどうもあのハウス壊しそうなどというふうなことをおつなぎいただけたらですね、また事務局の方と連絡を取りおうてですね、まあ価格の交渉であつたりとかいうこともあろうと思いますが、委員さんが中へ入ってお世話をさせていただくと有難いと思いますので事務局の方もひとつよろしくお願いをしたいと思ひます。岡田君、これでかまんかね。  
はい、他にありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議 長 それでは議案第6号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問ですが原案通り賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

——全員挙手——

議 長 はい、有難うございました。全員賛成です。  
議案としては提出議案はこれで全て終了しました。

閉会 (14時24分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 

署 名 人 山内 芳 

署 名 人 山崎 彰 